

「(仮称) 子どもを守る条例」の制定について

1. 目的

核家族化の進行や家庭と地域とのつながりの希薄化、また、児童虐待やいじめの深刻化などが社会問題となるなか、全ての子どもたちが一人の人間として尊重され、健やかに成長できるよう、行政、保護者、地域、関係機関など、さまざまな主体が連携しながら子どもたちの育ちを支えていく環境づくりを進めるため、条例制定に向け取り組むものです。

2. 制定方法

「枚方市社会福祉審議会 子ども・子育て専門分科会」へ諮問するとともに、子どもたちや地域の大人たちの意見などを十分に聴きながら、内容の検討に取り組んでいきます。

3. 根拠

- ・「第2期 枚方市子ども・子育て支援事業計画」
- ・「令和2年度 市政運営方針（抜粋）」

子どもたちを虐待などから守り、全ての子どもが一人の人間として尊重され、夢と希望をもって成長していけるよう「(仮称) 子どもを守る条例」を制定し、子ども自身の主体性を育むとともに、行政、保護者、地域、関係機関など社会全体で子どもたちの成長を支える環境づくりを進めます。

4. スケジュール（案）

令和2年

- 6月 子ども・子育て専門分科会に条例制定について諮問
- 8月～ 子ども・子育て専門分科会
教育子育て委員協議会へ説明
市民意見聴取（ワークショップなど）
- 12月 子ども・子育て専門分科会からの答申
パブリックコメントの実施

令和3年

- 3月 市議会に条例の制定を提案
- 4月 条例施行

※スケジュールについては、新型コロナウイルス感染症対策の影響により、変更となる可能性があります。